熊本日日新聞　昭和43年(1968年)9月16日　月曜日

水俣病補償やり直し

患者家庭互助会が決定

社との契約白紙に

要求額は四グループで

水俣病に対する政府の結論を前に、患者と遺族で組織している水俣病患者家庭互助会は十五日午前、水俣市月の浦の森枝一さん宅で臨時総会を開き、「従来の会社側との契約書を一応白紙にかえし、改めて胎児性患者、遺族、患者など四グループごとの補償要求を出して再交渉する」態度を明らかにした。また同総会ではこんど会社側と直接交渉し、難航した場合は知事らの調停再あっせんを要請、最悪の場合は派出に踏み切る三段構えでのぞむ方針を打ち出すとともに、山本赤十副会長を新会長に、中浜栄男会長を新副会長に選出、新体制で新しい事態に対処することをきめた。

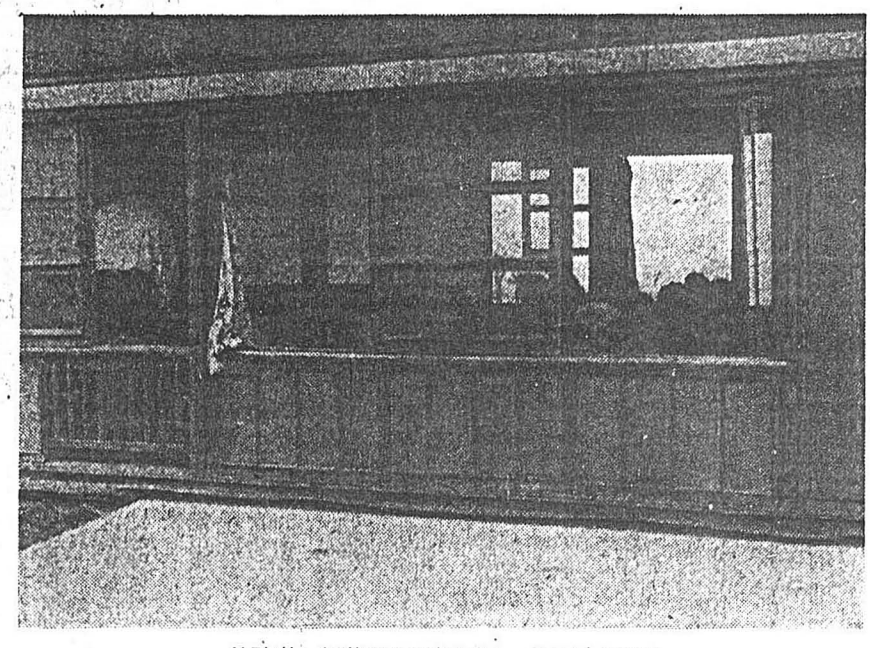

傍聴者・報道陣も〝締め出し〟の互助会総会

同日の臨時総会は国の結論を前に今後の補償問題について互助会としての方針を固めておくため開いたもの。総会には会員八十九人のうち七十九人が出席、報道陣や傍聴者を一切シャットアウトし、午前十時から午後三時までの長時間にわたり論議を繰りひろげた。

この結果、まず「政府の結論を前に互助会は冷静な考え方に立って会全体の結束を固め、納得のゆく線で補償問題の解決にのぞむ」との基本態度を打ち出し、同時に、三十四年十二月に知事らの調停あっせんで会社側と結んだ契約は、国の結論が出たあとは内容に矛盾する点が出てくるので一応白紙にかえし、改めて補償問題の交渉を行なう新方針を決定した。

このため互助会の中に改めて交渉委員会を設置❶胎児性患者関係❷死亡家庭❸一般患者❹死亡家庭のうち二十万円の一時金で打ち切られた関係者―の四グループにわけ、各グループごとにそれぞれ補償請求額を出し、国の結論が出ると同時に再交渉する。

交渉委員の構成は胎児性患者、死亡家庭、一般患者の関係者から各三人、死亡家庭の二十万円組から二人の委員を選び、執行部の会長、副会長、会計の三人の計十四人とし、あくまで「話し合いによる解決」を目標に、それぞれの補償金について交渉を続ける。会社側と越権が認められない場合は第二段階として知事らで構成する調停委員会に再あっせんを要請、さらに納得ゆく線が出ない場合は最後の手段として派出に踏み切る態度でのぞむことなどを決めた。

一方、会社側は「政府の結論に従い、互助会と納得のゆく話し合いの中から補償問題を解決してゆく」としているものの、「一部の変更はあってもあくまで従来の契約書を基本に話し合いを進める」との態度を変えておらず「従来の契約書を白紙にかえして交渉する」という互助会の新たな方針と食い違いがでてきたところから今後の成り行きが注目されている。

避けられた〝分裂〟

延々五時間、白熱の論議

水俣病の補償対策を話し合う水俣病患者家庭互助会の臨時総会は、「話し合いによる解決」とした。

「直接訴訟と取り組め」との意見が真っ向から対立、もめにもめこの日は直接自分たちの生活に関係のある問題だけに会員たちの集まりはよかったが、一部に〝分裂必至〟という見方もあったためか関係者以外はシャットアウト。会場も外部と完全にしゃ断できる民家の二階が選ばれるなど、緊迫したふん囲気の中で開かれた。

会議は予想通り、円満解決論と「訴訟やむなし」の強硬論が真っ向から対立。円満派が「まず会社側と納得いく話し合いによって問題解決に努力すべきだ」と主張すれば、強硬派は「国の結論に従うといっても果たしてわれわれの要求通りの補償金を会社側が出してくれるかどうかわからない。どうせ問題解決に難航することが予想されるなら、いっそのこと最初から訴訟問題と取り組む準備を進める方がよい」と反論、白熱した論議が繰りひろげられたという。

議論は延々五時間に及んだ。幸い分裂という最悪の事態は免れたが会場から出てきた会員たちはすっかり疲れ切った表情。会場に残っていた山本会長、中津副会長もげっそりと疲労が目立つ。「確かに意見は真っ二つに分かれました」と興奮さめやらぬ口調だったが、さすがに分裂を避けられたことはうれしかったらしく、「いろんな意見があるはずだし、とにかく従来通り、まず会社側と再交渉することに決まったことはよかった。もちろん交渉したいでは訴訟も辞せない」とほっとした表情で語っていた。